

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

「川崎市総合計画 第3期実施計画策定方針」 について

資料1 川崎市総合計画 第3期実施計画策定方針
（概要）

資料2 川崎市総合計画 第3期実施計画策定方針

資料3 川崎市総合計画 第3期実施計画の策定に向
けた将来人口推計（概要）

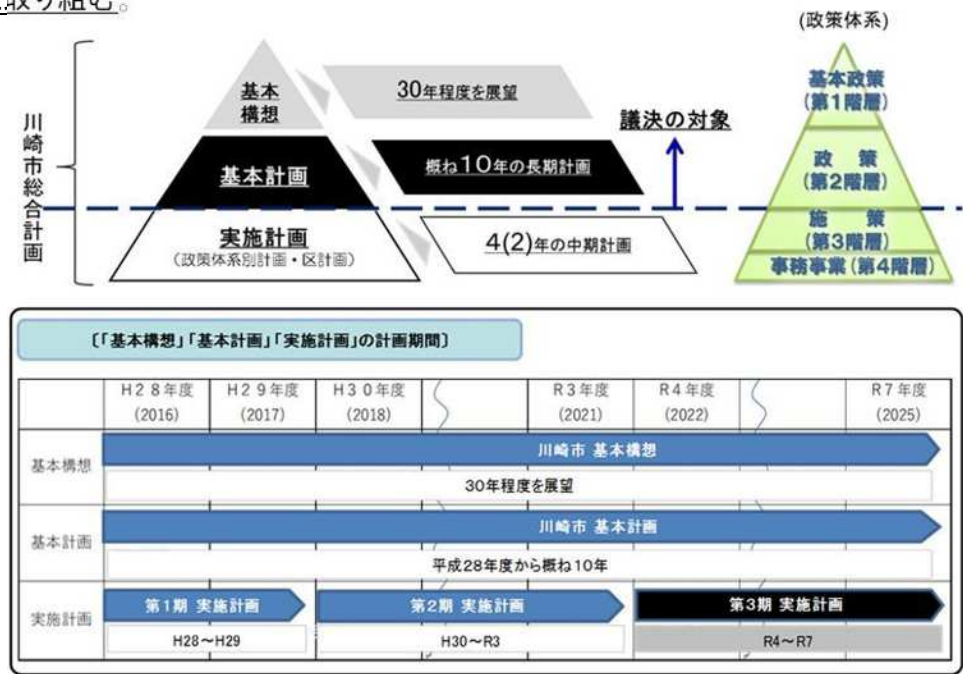
資料4 川崎市総合計画 第3期実施計画の策定に向
けた将来人口推計

令和3年4月22日

総 務 企 画 局

川崎市総合計画 第3期実施計画策定方針（概要）

- 川崎市総合計画は、本市がめざす都市像やまちづくりの基本目標を定めた「基本構想」と、政策の方向性を明らかにする「基本計画」、中期の具体的な取組や目標を定める「実施計画」で構成している。
- 令和3(2021)年度は第2期実施計画の最終年度となるため、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4年間を計画期間とする第3期実施計画の策定に向けて、策定方針に基づき、施策・事業等の検討、調整に取り組む。



（3）これまでになく厳しい財政環境を踏まえた取組

- 新型コロナウイルス感染症の影響による景気の落ち込みなどにより、今後もこれまでにない厳しい財政環境が続くことが見込まれる中、コロナ後の社会を見据えた新たな取組等を着実に進める必要がある。
- 第3期実施計画における施策・事務事業については、「行財政改革プログラム」や「今後の財政運営の基本的な考え方」、「資産マネジメント実施方針」と連携しつつ、限られた財源・人的資源など行財政運営に必要な経営資源を着実に確保し、活用する視点から、取組の優先順位を勘案し、個々の取組内容を検討していく必要がある。

（4）未来に向けた重要な節目を意識した取組

- 川崎の魅力の発信や将来像の共有、シビックプライドのさらなる醸成、かわさきパラムーブメントのレガシー形成、全国都市緑化フェアの開催など、令和6(2024)年の市制100周年に向けた機運を高め、未来に向けた重要な節目を意識した取組を進める必要がある。

（5）川崎市基本計画の計画期間を踏まえた実施計画の策定

- 第3期実施計画の策定に向けては、取組の成果や本市を取り巻く環境の変化、基本計画の計画期間を踏まえるとともに、令和6(2024)年の市制100周年、さらにはその先の川崎の将来を見据え、より中長期的視点に立った取組を進める必要がある。
- この認識のもと、子どもたちの笑顔があふれ、多様な人々が社会に貢献しながら生きがいを持つことができ、産業都市として力強く発展し続ける、成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられるまちの実現と、そのさらなる発展に向けて、第3期実施計画を策定する。

1 策定の趣旨

（1）これまでの取組と成果

- 少子高齢化などの令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症など緊急的な事象に対応する中、地域包括ケアシステムの構築、かわさきパラムーブメントやコミュニティ施策の推進など、「安心のふるさとづくり」を進めるとともに、羽田連絡道路の建設、キングスカイフロントの形成など、「力強い産業都市づくり」を進めてきた。
- 災害への対応力の更なる向上や、市民満足度の高い市役所の構築に向けた質的改革の推進など、成長と成熟を支える都市や行政の基盤づくりを進めてきた。

（2）継続した課題と本市を取り巻く環境変化に伴う新たな課題

- 継続的な課題への対応とともに、本市を取り巻く環境の急激な変化を的確に捉えた取組を推進する必要がある。

本市を取り巻く主な環境変化

- ①新型コロナウイルス感染症の影響**…社会・経済活動の復興に向けた取組や、ウィズコロナ・ポストコロナの時代を見据えた取組について、スピード感を持って進める必要がある。
- ②大規模自然災害の発生**…従前から取り組んできた地震対策に加えて、激甚化する風水害への対策が急務であり、ハード・ソフト両面から対策を進める必要がある。
- ③脱炭素社会の実現に向けた取組の進展**…「脱炭素戦略(かわさきカーボンゼロチャレンジ2050)」を策定したところであり、今後、脱炭素化に向けた取組を積極的に進める必要がある。
- ④社会のデジタル化の進展**…社会のデジタル化が急速に進んでおり、かわさきGIGAスクール構想や行政手続のオンライン化の推進など、デジタル化に向けた取組を着実に進める必要がある。

2 実施計画の概要

（1）名称

- 「川崎市総合計画 第3期実施計画」

（2）計画期間

- 令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4年間を対象とする、財源の裏付けのある実行性の高い中期計画として検討する。

（3）構成

- 概ね、以下の内容を記載する方向で策定を進める。

- ①総論(計画の概要、本市を取り巻く状況、計画の基本的な考え方、都市構造・交通体系など)
- ②かわさき10年戦略(基本的な考え方、個別戦略の内容など)
- ③実施計画(政策体系別計画、区計画など)
- ④進行管理と評価(進行管理の概要など)
- ⑤その他(計画事業費及び政策体系図など)

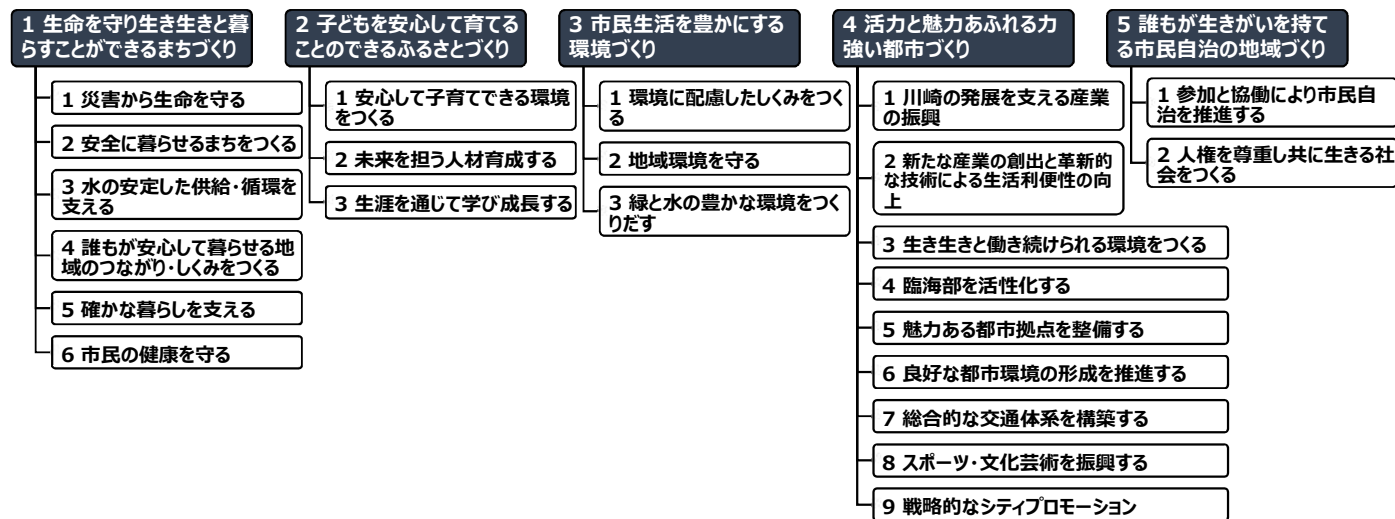
川崎市総合計画 第3期実施計画策定方針（概要）

3 計画策定に向けた基本的な考え方

（1）「めざす都市像とまちづくりの基本目標」（基本構想）と「23の『政策』の基本方向」（基本計画）に基づく市政運営の推進

- めざす都市像である「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」を踏まえ、「安心のふさとづくり(成熟)」と「力強い産業都市づくり(成長)」の調和によるまちづくりの基本目標の達成に向けて、第3期実施計画においても、5つの基本政策に基づく23の「政策」の基本方向を踏まえながら、市政をバランスよく推進する。

5つの基本政策と23の政策



（2）「かわさき10年戦略」を活用した中長期的視点からの実施計画の検討

- 第3期実施計画では、「かわさき10年戦略」の中長期的視点という性格をより明確にし、大きな節目となる令和12(2030)年を見据え、7つの戦略それぞれに中長期的視点から方向性を定めるなど、計画期間の先を見据えた取組を推進する。

中長期的な課題等と戦略の対応及び実施計画への反映イメージ



※川崎市総合計画第2期実施計画より抜粋

- 戦略ごとの方向性は、次の内容をベースとし、この方向性に基づき、中長期的視点を持って第3期実施計画の取組を検討する。

かわさき10年戦略における戦略ごとの方向性（案）

戦略1 「みんなで守る強くなやかなまち」をめざす

- 市民・事業者・行政等がそれぞれの役割に求められる力を高め、いつ起こるかかわからない地震や集中豪雨などの自然災害、感染症等の危機事象の発生に的確に備えるとともに、日常生活を安全・安心に過ごせる環境整備や地域づくりを推進し、災害が発生しても柔軟に対応し迅速に立ち直れ、いつでも安心して暮らすことのできる、力強くなやかなまちをめざします。

戦略2 「どこよりも子育てしやすいまち」をめざす

- すべての子どもが生まれ育った環境にかかわらず、成長や発達の段階に合わせて、すこやかに育つことができるよう、安心して子育てできるしくみを整えるとともに、一人ひとりが持つ個性や能力が尊重され、自らが望む将来を切り拓いていけるよう、地域全体で子育てを支える環境づくりを進め、どこよりも子育てしやすく、子育て世代に選ばれるまちをめざします。

戦略3 「みんなが生き生きと暮らせるまち」をめざす

- 川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムを構築し、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けられるしくみをつくるとともに、誰もが地域活動や就労等、多様な社会参加を通じて活躍できる地域づくりを進め、その人らしく生き生きと暮らせるまちをめざします。

戦略4 「もっと便利で快適な住みやすいまち」をめざす

- 広域拠点・地域生活拠点等の整備を進めるなど、鉄道駅を中心とした便利で快適な暮らしを実現するとともに、都市の活力と市民の日常生活を支える、道路や鉄道網、身近な交通環境の整備により、安全・安心で快適に移動できる職住近接で住みやすいまちをめざします。また、地域資源を存分に活かし、賑わいや、緑と水のうるおいにあふれ、誰もが笑顔でわくわく暮らせるまちをめざします。

戦略5 「世界に輝き、技術と英知で、未来をひらくまち」をめざす

- 持続可能な社会の構築に向けて脱炭素社会の実現をめざすとともに、本市に集積する先端技術や、ものづくり産業、研究機関などの力を活かして、世界で輝き、企業に選ばれる、環境と産業が調和した、デジタル社会の先端で未来をひらくまちをめざします。また、積極的に事業に取り組む中小・ベンチャー企業や事業者等を応援し、誰もが生き生きと働くことができる活気にあふれた元気なまちをめざします。

戦略6 「みんなの心がつながるまち」をめざす

- 市民創発による持続可能な地域づくりや、スポーツ・文化芸術の振興とあわせて、ユニバーサルデザインや「心のバリアフリー」等を推進し、多様性が息づき、外国人市民や障害者、高齢者など、あらゆる人々が社会に参画し誰もが暮らしやすいまちをめざします。また、地域の多彩な魅力やまちのめざす姿を市民全てが共有し、地域への愛着と誇り(シビックプライド)が醸成され、誰もが地域づくりに参加するまちをめざします。

戦略7 「チャレンジを続け、いつまでも活力あふれるまち」をめざす

- これまでにない厳しい財政環境や社会変容が見込まれる中、継続的な課題や新たな課題に迅速かつ的確に対応するには、ヒト・モノ・カネ・情報・時間など必要な経営資源の着実な確保等、行財政改革の取組を一層進めることが重要であるため、市民サービスの再構築や市役所の経営資源の最適化、多様な主体との協働・連携、人材育成と意識改革等を推進します。また、施設総量を適切に管理する資産マネジメントや、財政健全化の取組を着実に進め、持続可能なまちをめざします。

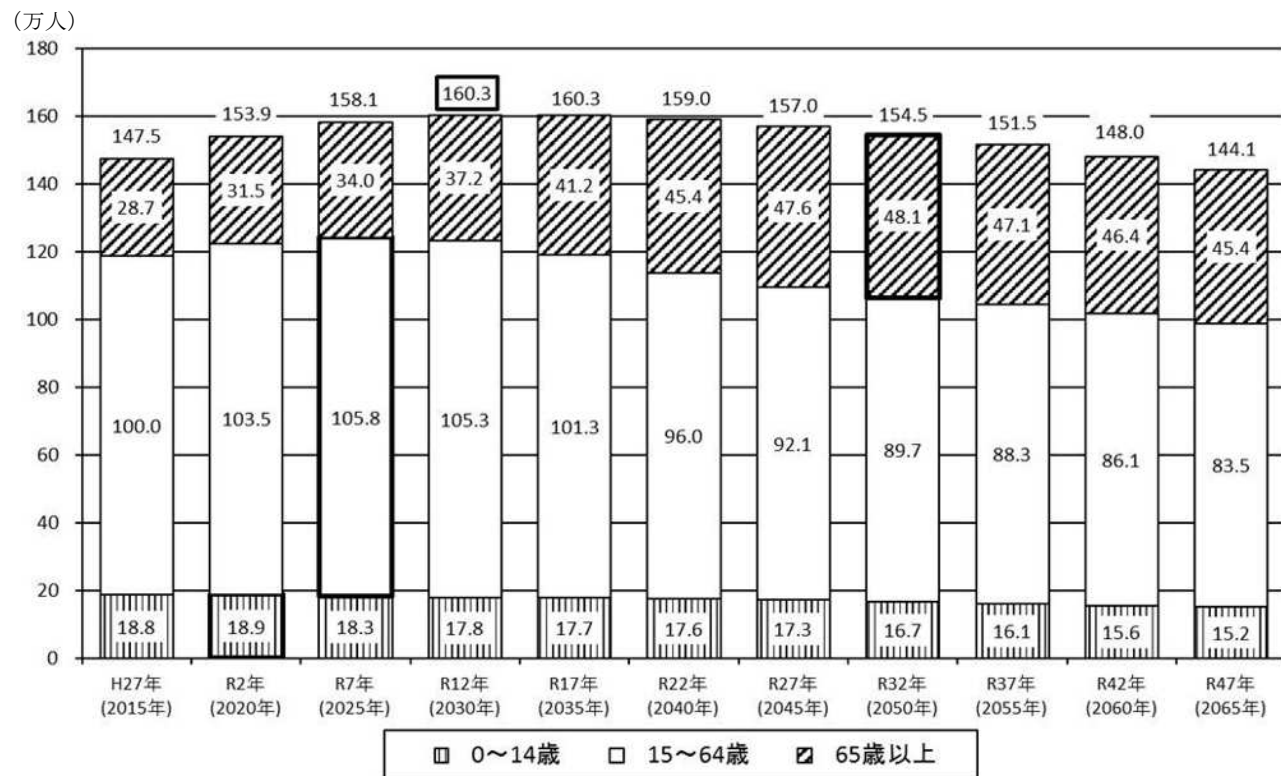
川崎市総合計画 第3期実施計画策定方針（概要）

（３）将来人口推計を踏まえた中長期的なまちづくりに向けた取組の推進

- ・第3期実施計画の策定に向け、将来人口を推計し、「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計」を取りまとめた。推計は、平成27年国勢調査結果を基に住居基本台帳登録数を加減して算出した令和2(2020)年時点の人口を基準として、直近の人口動態や大規模住居系開発の今後の見込みを踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等も考慮した上で行っている。
- ・推計結果の概要については次のとおり。なお、令和2年国勢調査の実実施計画への反映については、国による調査結果の公表時期や内容等を踏まえ検討する。
- ・第3期実施計画では、この将来人口推計の結果を踏まえて、引き続き見込まれる人口増加や、高齢化の更なる進展により多様化する市民ニーズに的確に対応するとともに、将来の人口減少への転換を見据えた中長期的なまちづくりの方向性を踏まえた取組を推進する。

「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」の概要

- ・駅周辺を中心とした拠点開発の進捗と周辺地域への波及効果により、本市の人口は、当面、引き続き増加傾向を示すことが想定される。
- ・本市の人口は令和12(2030)年頃に約160.3万人となりピークを迎え、以降、自然減が社会増を上回るかたちで人口減少への転換が想定される。
- ・年少人口は令和2(2020)年頃の約18.9万人、生産年齢人口は令和7(2025)年頃の約105.8万人がピークと想定される。
- ・老年人口は当面増加を続け、令和7(2025)年までの間に超高齢社会が到来することが想定される。
- ・区別推計では、川崎区と多摩区、麻生区が最も早く人口のピークを迎え、最も遅いのは中原区と想定される。



（４）行財政改革プログラム、収支フレーム等との連携

ア 更なる経営資源の確保をめざす、行財政改革第3期プログラムとの連携

- ・これまでにない厳しい財政状況や社会変容による市民ニーズの変化などへの対応が必要となる中、持続可能な行財政基盤のもと、安定的な行財政運営を進めていくため、更なる経営資源の確保と、限られた経営資源をより必要な政策・施策に適切に活用していくことが必要となる。
- ・政策・施策の着実な推進に必要な経営資源を確保するため、すべての事務事業について見直しの必要性を検討の上、必要な施策・事業を実施計画に位置付けるなど、第3期実施計画と「行財政改革第3期プログラム」の策定作業の間で十分な連携を図る。

イ 「今後の財政運営の基本的な考え方」を踏まえた施策・事業の調整

- ・「必要な施策・事業の着実な推進」と「持続可能な行財政基盤の構築」の両立に向け、「今後の財政運営の基本的な考え方」を財政運営の指針として第3期実施計画策定を進めるとともに、第3期実施計画の施策の検討と「収支フレーム」の改定作業との間で十分な連携を図る。
- ・効率的・効果的な事業執行のための工夫や財源確保等を行い、必要な市民サービスを将来にわたって安定的に提供するため、施策の優先度を判断しながら中長期的な視点での施策・事業の調整を図る。

ウ 「資産マネジメント第3期実施方針」との連携

- ・人口減少への転換や厳しい財政環境の継続を見据え、「施設の長寿命化」、「財産の有効活用」の取組を継続しつつ、「資産保有の最適化」に重点を置く、「資産マネジメント第3期実施方針」の策定作業と第3期実施計画の施策・事業の検討の間で十分な連携を図る。

（５）都市構造と交通体系の考え方に基づく取組の推進

- ・第3期実施計画においても、都市構造と交通体系の考え方については、これまでの基本的な考え方を踏襲するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等による市民の生活様式や行動の変化等の社会動向と、関連する分野別計画や事業等の進捗及び今後の動向を踏まえ、必要な考え方を反映し、取組の推進を図る。

（６）データを活用した政策形成の推進

- ・多様化する市民一人ひとりのニーズに対応するためには、多角的な視点から、データに基づく精緻な現状把握や課題分析を行い、効果的に政策形成等を進める必要があることから、第3期実施計画においても、データに基づく取組の推進を図る。

（７）実施計画におけるこれまでの進行管理・評価に基づく計画策定の推進

- ・川崎市政策評価審査委員会による審議結果を含め、これまでの施策・事務事業に関する評価結果を踏まえて、達成状況等を適切に把握・分析した上で、課題や改善点を明確化し、それらを計画に着実に反映していくことで、より効率的・効果的な取組を推進する。
- ・第3期実施計画の進行管理における、より適切な施策の達成状況の把握・評価に向けて、各施策について、直接目標や施策の方向性に一層合致した指標構成となるよう、成果指標の追加を行うなど、施策の効果測定の精度向上を図る。

川崎市総合計画 第3期実施計画策定方針（概要）

（8）各区の地域課題を踏まえた、地域資源や特性を活かした区計画策定の推進

- ・第2期実施計画期間中の取組を踏まえるとともに、それぞれの地域の身近な課題を踏まえ、地域資源や特性を活かしながら、市民や地域で活動する団体等の多様な主体と協働・連携して行う地域課題の解決に向けた取組を中心として、区計画の策定に向けた検討を進める。

（9）関連計画の整理、分野別計画の検討

- ・「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」を第3期実施計画に統合し、総合計画における政策体系とSDGsの対応を明確化する。
- ・地方創生の取組について、第3期実施計画にまち・ひと・しごと創生総合戦略の内容を追加した上で統合し、総合計画における政策体系との一体性を明確化する。
- ・総合計画と連携し、一定の政策分野を具体的に推進するための「分野横断計画」、「分野別計画」については、第3期実施計画の趣旨に基づき、必要な改定等に向けた連携・調整を進める。

（10）多様な主体の協働・連携や庁内連携による取組の推進

ア 多様な主体の協働・連携による取組の推進

- ・町内会・自治会をはじめとする多様な主体が、互いの特長や強みを活かして地域の課題解決に向けて主体的に取り組む協働・連携のまちづくりを、今まで以上に推進していくことが必要となる。
- ・「効率的・効果的な市民サービスの提供」と「そのサービスの質の向上の実現」に向けて、本市と多様な主体が「公共」を共に担い、共に創り上げていく必要がある。
- ・市民自治と多様な価値観を前提とした豊かで持続可能な都市型コミュニティの形成に向けて、「市民創発」により、多様な主体による協働・連携の取組を推進し、多様な主体との共創・パートナーシップによるサービス提供の機会を充実し、地域課題の解決や豊かな市民生活の実現等をめざす。

イ 市民主体のまちづくりに向けた大都市制度改革の推進

- ・市民サービスのさらなる向上については、大都市が抱える都市的課題から生ずる特有の財政需要や、現行制度における事務配分の特例により移譲された事務・権限に必要な財源について、税制上の措置が不十分であることから、大都市税源の拡充強化が必要となっている。
- ・市民本位の自立的な行財政運営に向けて、国や県からの事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和、税財源のさらなる移譲など、市民の関心と理解を高めながら、特別自治市制度の創設を含めた新たな地方分権改革に向けた検討を推進する。

ウ 組織・分野横断的な視点による課題解決に向けた庁内連帯の一層の強化

- ・多様化・増大化する市民ニーズや社会経済環境の急速な変化に応じた新たな課題に対応するため、全庁が課題解決に向けた目的を共有し、相互に協力・連帯して政策を進めることが必要となる。
- ・前例やこれまでの制度、枠組みに捉われず、真に解決すべき課題に対して全庁が一丸となって取り組み、市民の満足度を高めることができるよう、現場感覚や市民側の視点に立った組織・分野横断的な取組を推進する。
- ・区役所が総合的な視点から一層主体的に地域の課題を解決することができるよう、局区間の情報共有の円滑化を図るとともに、区役所と局とが連携しながら、地域の特性・課題に応じた取組を推進する。

エ 「対話」と「現場主義」に基づく計画策定の推進

- ・素案策定時等の機会を捉えて、パブリックコメント手続を実施するほか、出前説明会・市民説明会等を開催し、市民を含めた多様な主体との「対話」と「現場主義」に基づく計画策定を進める。
- ・各施策・事業については、各種アンケートや市長への手紙、車座集会、日常の市民等とのかかわりから得られた意見や、有識者からの意見、議会からの意見等を踏まえて、具体的な取組の検討を行う。

オ 職員の主体的な参画による計画策定に向けた推進体制の構築

- ・第3期実施計画の企画及び立案は、市長を本部長、副市長を副本部長とする総合計画策定推進本部において推進する。
- ・職員個人や組織としての政策形成能力の更なる向上が求められている中、計画策定への幅広い職員の参加が重要であることから、各局区において、第3期実施計画の策定に向けた局区本部を設置する。

4 計画策定までのスケジュール（予定）

- ・当面、次のスケジュールに基づき、第3期実施計画の策定に向けた取組を推進するが、社会状況や国の制度改革等の動向に応じて、的確かつ機動的な対応を図る。

令和3年度	4月中旬	第3期実施計画策定方針の策定・公表
	7月下旬	サマーレビュー
	8月下旬	第3期実施計画「基本的な考え方」の策定・公表
	11月下旬	オータムレビュー
	11月下旬	第3期実施計画「素案」の策定・公表
	12月中	市民説明会、パブリックコメント手続の実施
	2月上旬	第3期実施計画「計画（案）」の策定・公表
	3月下旬	第3期実施計画の策定・公表

川崎市総合計画第3期実施計画・行財政改革第3期プログラム等 策定スケジュール

別紙

※当面、このスケジュールに基づき取組を推進しますが、必要に応じてスケジュールを変更するなど、情勢の変化に機動的に対応します。

令和3年4月現在

